

# 公共工事等に関する業務の契約にかかる 電子契約サービス

押印  
印紙代  
不要

## 電子契約サービスを開始しました！

押印が不要！

どこでも契約が  
可能！

印紙代が不要！

いつでも契約  
が可能！

### 当初契約

電子契約サービスを利用する場合は、あらかじめ契約担当者に申し出のうえ、契約関係書類を電子メールに添付し、契約機関へ送付してください。また、契約保証がある場合は、原本が紙のため、PDF化（推奨400dpi以上）したものを添付することとし、原本を契約予定日までに持参又は郵送により提出してください。

電子契約サービスを利用する場合の契約書は、高知県土木政策課ホームページ「契約担当様式ダウンロードサービス」より、1ページ目（表紙）はWordファイル、2ページ目以降はPDFファイルのものをダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付してください。

電子契約サービスを利用する場合の建退共届出書は、当面の間、これまでどおりの取扱いとします。

### 変更契約

当初契約で電子契約サービスを利用したものは、変更契約も電子契約となります。

既契約案件で、電子契約サービスを希望する場合は、あらかじめ契約担当者に申し出てください。

お問合せ先

電子契約に関すること デジタル政策課

電子契約サービスに関すること 弁護士ドットコム

公共工事等の契約に関すること 土木政策課

TEL 088-823-9773

問合せ クラウドサインHP

TEL 088-823-9813